

博士学位請求論文 『混合診療の理論的・実証的分析』 要旨

齋藤裕美

1. 論文の背景と目的

日本の医療保障制度は、大きな転機を迎えている。現行制度の枠組みが抱える問題を例として2点挙げるとすれば、第1は少子化を背景にした公的医療保険財源の縮小と、高齢化や医療技術の進歩等による医療費の増大という経済的な問題であり、第2は医療ニーズの広がりに伴う医療給付の在り方の問題である。こうした問題に答えるため、必ずしも公的医療保険の枠組みにとどまらない、保険診療に加えて自由診療を補完的に利用する「混合診療」の容認が議論されてきた。

「混合診療」とは一連の診療行為のなかで保険診療と保険外である自由診療を併せて行うことであり、それを禁じるものが「混合診療禁止ルール」である。混合診療禁止ルールのもとで保険診療に加えて自由診療を行うことは、保険診療部分も含めたすべてを、自由価格で全額自己負担することを意味する。そのため過重な経済的負担から、受診抑制が起きていると指摘されてきた。それに対して「混合診療が容認される」とは、患者は一連の診療のうち、保険診療部分に関しては公定価格で一部自己負担し、残りの自由診療部分のみ自由価格で全額自己負担することが認められることを意味する。

混合診療問題が重要視されてきたのは、それが制度の持続可能性に係る効率性、選択の自由、公平性といった要素を含む、医療保障制度の在り方を映す縮図である点に起因する。これらはきわめて経済学の問題であるが、それにもかかわらず、この問題は経済学に立脚した枠組みでほとんど分析されてこなかった。また混合診療は、公私の役割分担を再検討する端緒となる。何を社会的補償の範囲とし、何を個人が担うべき範囲とするか。これには公平性に関する社会的価値観の問題も孕むことから、従来の経済学の枠組みにとどまらない、規範的な観点からの検討が必要とされる。

以上の背景を踏まえ、本研究は混合診療問題に対して改めて経済学のアプローチを用いて理論的・実証的分析を行うとともに、従来の経済学にはない枠組みで公私の役割分担に関わる規範理論的考察を行うことを目的としている。

本研究に取りかかった2001年から現在に至るまで、混合診療をめぐる状況はめまぐるしく変わり、2007年現在は、一部混合診療を認めるという形で収束している（「保険外併用療養費」の創設）。そのため本博士論文で収載した各章の論文が公刊された当時と現在では、若干のタイムラグがある。しかし、それで本論文の意義が損なわれるとは思わない。本論文のそもそもの目的は、制度改革の行方を予測することではなく、経済学的視点および規範理論的視点から、望ましい制度設計を行うための判断材料を備えることにある。

本論文の構成は以下である。まず混合診療問題をめぐる論点や、政策論的な研究をサーベイしたうえで、従来指摘されてきた問題を経済学上の枠組みのなかで簡単に整理する（第1章）。次に混合診療の禁止と容認の性質について、理論モデルを通じて分析する（第2章）。

さらにその理論に基づき、混合診療禁止のもとで、患者がどのように行動するか、アンケートデータを用いてシミュレーション分析し、混合診療の禁止から容認へと制度変更することの効果、特に公平性の観点から実証的に考察する（第3章）。そのうえで、規範理論の観点から、混合診療問題および医療保障制度の在り方について考察する（第4章）。

2. 各章の内容

2.1 第1章 「混合診療をめぐる理論と政策：サーベイ」

本章ではこれまであまりなされてこなかった、混合診療問題に関する包括的な概観を経済学的視点に立脚しつつ行う。まず混合診療禁止ルールの根拠と問題点については以下のようにまとめた（第2節）。

<表1 混合診療禁止の根拠と問題点>

混合診療禁止の根拠	論点	混合診療禁止の問題点
・自由診療をめぐり、所得格差による受療機会の不平等(日本医師会, 2004).	公平性	・混合診療禁止によって、むしろ高所得者しか自由診療にアクセスできない(規制改革・民間開放推進会議, 2004).
・自由診療は診療報酬制度の対象外であるため、医師が情報の非対称性を利用して誘発需要などを引き起こす.	情報の非対称性	・患者への情報公開(インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの推進等)での対応(八代, 2003). ・医療機関側に対するインセンティブの再設計による対応(中泉, 2004; 遠藤, 2006).
・自由診療にあわせて保険診療の水準の上昇が誘発され、医療費が高騰(池上・キャンベル, 1996).	医療費	・医療の質の抑制(田村, 1997). ・公的保険だけで医療全般をカバーすることの財政的限界(八代他, 1999).
・保険未収載の新薬・新技術が利用しやすくなる反面、科学的に根拠のない医療が拡散.	安全性 有効性	・新薬・新技術へのアクセス・普及の阻害.

次に政策論の立場にたちつつ、異なる視角から混合診療について論じている文献をいくつかサーベイした（第3節）。池上・キャンベル(1996)は、「低医療費」が「平等な医療サービス」を成立させる必要条件であるとして、平等性、医療費抑制の点で現行制度(原則、混合診療禁止)を概ね評価している。また池上・滝口(2000)では混合診療に伴う保険診療と自由診療の区分に関する方法論上の困難が指摘されている。一方、八代他(1999)は選択の自由と規制緩和の観点、また医療の産業化の観点から、混合診療の容認を支持する。遠藤(1999)は市場原理と公平性の検討を通じて、医師の裁量権が大きい混合診療は所得格差や地域格差による医療アクセスの不平等をもたらすとして、一部規制を残したかたちでの混合診療を支持している。また川淵(2000)は自由診療に関する新基準や高度医療に対する第2医療保険の創設など、新たな規制を導入したうえでの混合診療の在り方を検討する。

次に混合診療をめぐる各政策論のポイントを、第2章で後述される齋藤・鴎田(2003)のモデルを使って、経済学的に解釈する試みをした（第4節）。それによると混合診療の容認に

よって全体の医療費は増加するが、それは公費の医療費増加によるものではなく、患者の自己負担の増加を反映するものであるということ、このとき患者の厚生は改善されているということ、また混合診療が禁止されていることで所得格差による医療受診の不平等が生じ、むしろ容認されている場合の方が、不平等が小さい可能性があることが示された。

2.2 第2章「混合診療の理論的分析」

本章では、混合診療の理論分析に基づいた基礎的研究を行う。混合診療をめぐる経済学的の先行研究は少ないが、本章に収載されるものも含め、主なものは以下のようにまとめられる。

<表2 経済学的先行研究>

	モデル	時点	個人の特徴	結果
齋藤・鴫田 (2003)	部分均衡	事後	同質的	・禁止は非効率 ・場合によっては不公平も
林・山田 (2003)	一般均衡	事後	所得格差	・平均所得が高いor低額な診療ほど容認されやすい ・最低所得者が給付上限を受給可能→容認で受療機会の平等
林(2004)	一般均衡	事前	疾病リスクの違い	・平均所得・相対的リスクの高い個人の数・高リスク者の疾病確率が高いほど容認すべき
齋藤・林・ 中泉(2005)	一般均衡	事前	所得格差	・容認で低所得者が不利益 ・累進的保険料率でパレート改善
齋藤 (2006)	部分均衡	事後	医療ニーズ (重症度・価値観)	・容認で医療ニーズの低いものから高いものへの再分配 ・医療ニーズの源泉によって解釈に違い。

第2節では齋藤・鴫田(2003)に基づき、同質的患者からなる社会を対象に、混合診療の禁止と容認の経済的効果を部分均衡の枠組みで分析した。結果として、容認した場合のほうが、効率性の点で望ましいことが確認された。また、公平性の点に関しても従来の指摘が必ずしも正しくはなく、むしろ混合診療の禁止によって公平性が損なわれる場合があることを示した。

第3節では齋藤・鴫田(2003)のモデルを異質的患者からなる社会へと拡張した齋藤(2006)に基づき、保険給付水準との関係を踏まえて、混合診療の容認と解禁の効果について、より厳密な部分均衡モデルによって分析した。結果として、効率性に関しては齋藤・鴫田(2003)と同様に制度変更したほうが望ましいことが示される。しかし、保険給付水準によっては制度変更の前後で、厚生が高まる層と低くなる層が生じるため、公平性の観点からは全面的な混合診療の容認には注意を要することになる。ただし一方で、全面的な混合診療の禁止も、重症者から軽症者への移転といういわば逆の再分配効果を生むことが指摘される。

この結果を踏まえ、本章は部分的な混合診療の妥当性を示唆する。現在考えられる選択肢のなかでは、保険外併用療養費制度が保険財政の逼迫を踏まえつつ、ニーズの多様化にも答えられるという点で優位性があると考えられる。

2.3 第3章「混合診療の実証的分析」

本章ではこれまで殆ど行われてこなかった混合診療の実証分析を、鈴木・齋藤（2006）を拡張し、特に医療アクセスの公平性に焦点をあてて行う。

本章で用いるデータは、2005年12月5日から8日にかけて、インターネット調査専門の社会調査会社に委託して著者らが独自に実施した「健康と病気に関するアンケート」である。本調査は調査会社が登録しているモニターを使って行われた。

分析方法としては、公的医療保険の範囲内の医療で余命1年という重篤な疾患が想定されるケースにおいて、個人別のQALYsの需要曲線を、仮想市場法を用いて計測した。次に齋藤(2006)の理論モデルに基づき、患者行動をシミュレーションしたうえで、制度変更前後における再分配所得や自己負担額の変化を分析した。

分析の結果、①混合診療の解禁によって、公的医療保険を通じた所得再分配効果は改善され、むしろ低所得者を利する、②カクワニ指数で見た自己負担の逆進度は、制度変更前後であまり変わらない、③これは制度変更前後における医療費の平均支出比率（所得や資産に占める医療費の自己負担の割合）の変化が、各所得階層において同程度であることに起因していると考えられる、また④このとき平均支出比率は、各所得階層で若干上昇するが、大きくは変化せず、低所得者におよぼす医療費の負担感への影響はそれほど大きくないと考えられる。さらに⑤カーネル推定による各階層内での自己負担額の変化や、平均支出比率の変化をみるかぎり、同じ階層でも患者行動が異なり、支払い能力という点だけからは、自由診療をするかしないかを判断できない、といったことが明らかになった。これらの結果は、資産でみた場合でもほぼ同様である。

以上より、あくまで限定的なケースではあるが、従来、考えられていたこととは異なり、混合診療の解禁は医療アクセスの点で必ずしも支払い能力の低い者を不利にするものではなく、むしろ改善しうるということが明らかになった。また自由診療をするかしないかは、支払い能力だけでは説明できず、その他の決定要因の存在も無視できないことが示唆された。

補論においてこの点をさらに精査しているが、所得や資産などの支払能力の他に、学歴や医療の知識、定期検診の有無などが、自由診療の受診に関する決定要因として示唆された。しかし、疑似決定係数や限界効果が小さく、本章が用いたデータからこれ以上の決定的なことはいえないことには留意が必要である。

2.4 第4章「混合診療の規範的考察」

本章では上記の経済学的枠組みでは分析するのが困難であった、公的医療保険の給付範囲と負担の在り方について、規範理論の観点から考察する。

混合診療の是非をめぐる議論は、医療給付範囲における公私の役割分担の問題と不可分である。こうした問題を考える際には、公平性の観点が必要であるが、患者のニーズに対応するためには「選択の自由」が必要であるし、医療保障制度の持続可能性のためには「効率性」が必要である。公平性はこれらと整合的に考えられなければならない。

本章ではこの問いに答えるため、従来の経済学的枠組みに留まらず、公平性概念に新しい視点をもたらした Dworkin (2000) による一種の分配的正義論、「資源の平等論」のパラダイムを援用する。これによって、混合診療および医療保障制度の再設計について規範理論の観点から考える。

そこでまず、公的医療保険の意義について医療財サービスの「市場の失敗」と「価値財」の側面から検討し、今日的な問題点と照らしあわせうえで（第 2 節）、「資源の平等論」をとりあげて医療保険の文脈で説明する（第 3 節）。資源の平等とは購入機会の平等や市場の整備がなされたうえで、個人が自らの選好については自覚的であるが、賦与されうるリスクについては不明である状況を考えてとき（「薄い無知のヴェール」）、競争均衡で定義される公平な配分的一种である。本章はこれが選択の自由に則りつつ、効率のかつ無羨望であるという意味で公平な性質を持つことと、このなかで個人の責任の範囲と社会的補償の範囲も同定されることを考察する。

さらにこの資源の平等論を背景に、より具体的な医療保障制度の設計（「ブルーデント・インシュランス・ルール」；Dworkin, 2000）について考察する（第 4 節）。これは強制的な加入契機を含む公的医療保険の枠組みであるが、それでも限りなく資源の平等の定義と近似する配分を達成できることが説明される。

ただし、資源の平等論は経済学的にも、実践性においても盤石なものとは言えない。そこで資源の平等論、およびそのエッセンスを受け継ぎつつ独自の実行メカニズムを開発してきた「責任と補償論」を再検討することを通じて、こうした規範理論の実践可能性を考察する（第 5 節）。資源の平等論に関しては主に Roemer(1985, 1986)らが、責任と補償論に関しては Fleurbaey (1994, 1995a), Bossert (1995), Bossert and Fleurbaey (1996), Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999) らが、経済理論的な脆弱性を指摘してきたが、近年その理論的に克服しがたい問題を、実証的アプローチによって乗り越えようという試みがなされつつある (Schokkaert and Devooght, 1998, 2003)。この結果をどう利用するかには注意を要するが、実証分析を用いた新しいアプローチは規範理論の実践可能性を広げるといえよう。次に資源の平等論と責任と補償論の比較考察と、ブルーデント・インシュランス・ルールの概念的脆弱性の再検討を通じて、ブルーデント・インシュランス・ルールの実践可能性を検証する。さらにはその現実の制度への具体的な実践方法を模索すべく、仮想的市場法などを利用した技術的方法論の展開可能性や、近年の中医協改革を素材にした考察が行われる。

本章での考察を通じて、理論的に蓄積されてきた規範理論の成果が、現実の制度設計にどのような有用であるかが実践可能性の点から示唆される。

参考文献

- 池上直己・キャンベル, J. C (1996) 『日本の医療～統制とバランス感覚』, 中公新書.
- 池上直己・滝口進 (2000)「対談「混合診療禁止」は妥当なのか?」『ばんぼう』2000年 1号, pp.20--41.
- 遠藤久夫 (1999)「医療における規制体系の再構築～医療はどこまで市場原理にゆだねるべきか」医療経済研究機構監修『医療白書 1999年度版』日本医療企画, pp.3--30.
- 遠藤久夫 (2006)「医療サービスの経済的特性」西村周三・田中滋・遠藤久夫編『医療経済学の基礎理論と論点』勁草書房, pp.37--62.
- 川渕孝一 (2000)「保険給付と保険外負担の現状と展望に関する研究報告書」『日本医師会総合政策研究機構報告書』日医総研, 第 15号.
- 規制改革・民間開放推進会議 (2004)「中間とりまとめ－官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」－」
- 田村誠 (1997)「医療の階層化の再検討」『医療経済研究』第 4巻, pp.55--69.
- 中泉真樹 (2004)「情報の非対称性のもとでの医療技術の選択と最適医療保険」『医療と社会』第 14巻第 3号, pp.111--125.
- 日本医師会 (2004)「混合診療について」規制改革・民間開放推進会議, 第 2回官製市場民間開放委員会配布資料 (日本医師会提出資料)
- 林行成・山田玲良 (2003)「混合診療禁止制度に関する経済理論的考察」『医療と社会』第 13巻第 3号, pp.73--85.
- 林行成 (2004)「疾病リスクの多様性と混合診療」『医療と社会』第 14巻第 3号, pp.127--137.
- 八代尚宏監修・通産省サービス産業課 (1999)『改革始動する日本の医療サービス』東洋経済新報社.
- 八代尚宏 (2003)『規制改革一法と経済学からの提言』有斐閣.
- Dworkin, R.(2000)*Sovereign Virtue*, Cambridge, Mass:Harvard University Press(小林公ほか訳『平等とは何か』木鐸社, 2002年).
- Bossert, W. (1995) “Redistribution Mechanisms Based on Individual Characteristics,” *Mathematical Social Science*, Vol.29, No.1, pp.1--17.
- Bossert, W. and M. Fleurbaey(1996)“Redistribution and Compensation,” *Social Choice and Welfare*, Vol.13, No.13, pp.343--356.
- Fleurbaey, M. (1994)“On fair compensation,” *Theory and Decision*, Vol.36, No.3, pp.277--307.
- Fleurbaey, M. (1995a)“Three Solutions for the Compensation Problem,” *Journal of Economics Theory*, Vol.65, No.2, pp.505--521.
- Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1996)“Fair Allocation with Unequal Production Skill: The No-Envy Approach to Compensation,” *Mathematical Social Sciences*, Vol.32,

No.1, pp.71--93.

Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1999)“Cooperative Production with Unequal Skills: The Solidarity Approach to Compensation,” *Social Choice and Welfare*, Vol.16, No.4, pp.569--584.

Roemer, J. (1985)“Equality of Talent,”*Economics and Philosophy*, Vol.1, No.2, pp.151--187.

Roemer, J. (1986)“Equality of Resources Implies Equality of Welfare,”*Quarterly Journal of Economics*, Vol.101, No.4, pp.751--784.

Schokkaert, E and K. Devooght (1998)“The Empirical Acceptance of Compensation Axioms,” in Laslier, J. F., Fleurbaey, M., Gravel, N. and A. Trannoy., eds.,*Freedom in Economics: New Perspectives in Normative Analysis*(Studies in Social and Political Thought, Vol.6), London and New York: Routledge, pp.257--281.

Schokkaert, E and K. Devooght (2003)“Responsibility--Sensitive Fair Compensation in Different Cultures,” *Social Choice and Welfare*, Vol.21, No.2, pp.207--242.